一　公示番号　農区第二百二号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ九直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度六分三十三秒東経百三十度二十分九秒の点
イ　北緯三十三度五分五十一秒東経百三十度二十分八秒の点
ウ　北緯三十三度四分四秒東経百三十度十九分三十六秒の点
エ　北緯三十三度四分八秒東経百三十度十九分一秒の点
オ　北緯三十三度四分十四秒東経百三十度十九分三秒の点
カ　北緯三十三度四分十五秒東経百三十度十八分五十七秒の点
キ　北緯三十三度四分五十二秒東経百三十度十八分五十九秒の点
ク　北緯三十三度五分六秒東経百三十度十九分二秒の点
ケ　北緯三十三度六分三秒東経百三十度十九分二十秒の点
三　免許予定日　平成三十年九月一日
四　申請期間　平成三十年六月四日から同年七月六日まで
五　地元地区　佐賀県佐賀市諸富町、同川副町、神埼市千代田町
備考　免許の存続期間は、平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日までとする。

一　公示番号　農区第二百四号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度七分二十七秒東経百三十度二十分四十六秒の点
イ　北緯三十三度七分二十三秒東経百三十度二十一分一秒の点
ウ　北緯三十三度六分三十四秒東経百三十度二十分四十九秒の点
エ　北緯三十三度六分三十八秒東経百三十度二十分十六秒の点
オ　北緯三十三度七分二十六秒東経百三十度二十分三十秒の点
カ　北緯三十三度七分三十六秒東経百三十度二十分四十七秒の点
三　免許予定日　平成三十年九月一日
四　申請期間　平成三十年六月四日から同年七月六日まで
五　地元地区　佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間、同犬井道、同鹿江、神埼市千代田町
備考　免許の存続期間は、平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日までとする。

一　公示番号　農区第二百三号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度六分三十七秒東経百三十度二十分十四秒の点
イ　北緯三十三度六分三十二秒東経百三十度二十分四十九秒の点
ウ　北緯三十三度六分三秒東経百三十度二十分三十九秒の点
エ　北緯三十三度六分六秒東経百三十度二十分十四秒の点
三　免許予定日　平成三十年九月一日
四　申請期間　平成三十年六月四日から同年七月六日まで
五　地元地区　佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間
備考　免許の存続期間は、平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日までとする。

一　公示番号　農区第二百四号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ九直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度六分三十三秒東経百三十度二十分九秒の点
イ　北緯三十三度五分五十一秒東経百三十度二十分八秒の点
ウ　北緯三十三度四分四秒東経百三十度十九分三十六秒の点
エ　北緯三十三度四分八秒東経百三十度十九分一秒の点
オ　北緯三十三度四分十四秒東経百三十度十九分三秒の点
カ　北緯三十三度四分十五秒東経百三十度十八分五十七秒の点
キ　北緯三十三度四分五十二秒東経百三十度十八分五十九秒の点
ク　北緯三十三度五分六秒東経百三十度十九分二秒の点
ケ　北緯三十三度六分三秒東経百三十度十九分二十秒の点
三　免許予定日　平成三十年九月一日
四　申請期間　平成三十年六月四日から同年七月六日まで
五　地元地区　佐賀県佐賀市諸富町、同川副町、神埼市千代田町
備考　免許の存続期間は、平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日までとする。

一　公示番号　農区第二百五号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度八分十一秒東経百三十度二十分五十九秒の点
イ　北緯三十三度八分八秒東経百三十度二十一分五秒の点
ウ　北緯三十三度八分四秒東経百三十度二十一分二秒の点
エ　北緯三十三度八分七秒東経百三十度二十分五十六秒の点
三　免許予定日　平成三十年九月一日
四　申請期間　平成三十年六月四日から同年七月六日まで
五　地元地区　福岡県大川市大字津、同一木、同紅粉屋、同新田（字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。）
備考　免許の存続期間は、平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日までとする。

一　公示番号　農区第二百六号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度八分八秒東経百三十度二十一分六秒の点
イ　北緯三十三度八分六秒東経百三十度二十一分十秒の点
ウ　北緯三十三度七分五十八秒東経百三十度二十一分四秒の点
エ　北緯三十三度八分一秒東経百三十度二十一分の点
三　免許予定日　平成三十年九月一日
四　申請期間　平成三十年六月四日から同年七月六日まで
五　地元地区　福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市
備考　免許の存続期間は、平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日までとする。